

Welby マイカルテ ONC「PRO」 利用規約

制定日：2021年1月19日

改訂日：2022年9月8日

改訂日：2023年4月25日

(趣旨)

「Welby マイカルテ ONC「PRO」」利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 Welby（以下「当社」といいます。）が提供する「Welby マイカルテ ONC「PRO」」（以下「本システム」といいます。）の導入医療機関が指名する医師、看護師、薬剤師等の医療スタッフ（以下「医療者会員」という）に対して必要事項を定めるものです。本規約は、医療者会員と当社との間の本システムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第1条（用語の定義）

本規約で使用する用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「当社」とは、株式会社 Welby をいいます。
- (2) 「患者会員」とは、「Welby マイカルテ ONC」アプリケーション内においてサービスを利用規約に同意し、自己が選択した医療機関への情報開示に同意した患者をいいます。
- (3) 「本システム」とは、患者会員の自己管理及び医療者の問診の補助を目的とした、以下の機能及びそれらを管理するための機能の総称をいいます。なお、本システムは、疾病の診断、治療及び予防を目的としておらず、本システムの利用により、患者会員の疾病の診断、治療及び疾病予防効果を保証するものではありません。
 - 1 患者会員の本システムの利用状況を閲覧できる機能
 - 2 本システムを通じて記録された患者会員のデータを検索、閲覧できる機能
 - 3 患者会員と医療者間のチャット機能なお、チャット機能は、疾病の診断、治療、予防効果及びこれに準ずる行為を目的とするのではなく、患者会員の自己管理と医療者の問診の補助を目的とするものとします。
- (4) 「利用申込書」とは、本システムの申込を行う際に使用する当社の指定する申込書（インターネット経由にて申込を行う場合も含む）をいいます。
- (5) 「導入医療機関」とは、利用申込書を提出し、必要な登録手続きを完了して当社が本システムの利用を許諾した医療機関をいいます。
- (6) 「医療者会員」とは、導入医療機関が本システムを利用するにあたり、本規約及びおよびプライバシーポリシーを承諾の上、本システムの固有のID、初期パスワードを取得し、権限を付与された者をいいます。
- (7) 「利用責任者」とは、医療者会員が本システムを利用するにあたり、当社との連絡を直接行う者として、利用申込書に明示した者をいい、導入医療機関内で本システムの固有のID、初期パスワードを付与する権限を有する者をいいます。
- (8) 「アカウント情報」とは、本システムにログインするための固有のID及びパスワード情報をいいます。
- (9) 「運用データ」とは、本システムを構成するあらゆるプログラム、コンテンツ、ファイル、データベース及び患者データを含むその他一切のデータをいいます。
- (10) 「患者データ」とは、本システム上にアップロードされ蓄積される患者会員が登録する日々のデータをいいます。なお、患者会員は、事前の通知なしに導入医療機関への患者データの共有を停止することができるものとします。
- (11) 「通知」とは、本規約に関連して当社と医療者会員間の全ての意思表示の伝達を意味し、郵便又はFAXにより行う場合、相手方の所在不明等相手方の責に帰すべき事由により到達しなかったときは、その発送日から7日を経過した日に相手方に到達したものとします。

とみなします。電子メール又は当社が本システム管理画面上への表示により医療者会員に対して通知を行う場合、送信完了時又は表示完了時から効力を生じるものとします。

- (12) 「パートナー企業」とは、本システム上で PSP (Patient Support Program:患者支援プログラム) を提供している企業及びオンコロジーコンソーシアムに参画している企業をいいます。

第2条 (本規約の適用)

本規約は、当社が提供する本システムの利用に関し、適用されます。また、導入医療機関は、当社に利用申込書を提出 (インターネット経由の場合は、申込画面から送信) した時点で本規約に同意したものとみなされます。

第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された場合、変更後の本規約が適用されます。
 - (1)本規約の変更が、医療者会員の一般の利益に適合するとき
 - (2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を当社ウェブサイトへの表示その他当社所定の方法により医療者会員に周知します。
3. 前2項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に医療者会員が本システムを利用した場合又は当社所定の期間内に医療者会員が解約の手続をとらなかった場合、当該医療者会員は本規約の変更に同意したものとみなします。
4. 当社は、本システムに関する個別の規定、ガイドライン、諸手続き方法等 (以下「個別規定等」と総称します。) を別途定め医療者会員に通知することがあります。この場合、個別規定等はこの規約の一部を構成し、又はこれに準じるものとします。本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等がこの本規約に優先して適用されるものとします。なお、個別規定等の変更についても前項と同様に医療者会員は従うものとします。
5. 前項の通知については、当社が別途定める場合を除き、本システムのTOP画面に変更の旨を表示した後7日間の経過をもってその効力を生じるものとします。なお、医療者会員は、当該期間の経過により、その認識の有無を問わず当該変更に同意したものとみなします。

第4条 (利用期間)

1. 本システムの利用期間は、利用申込書に記載された利用開始日から本システム利用の解約、終了又は解除の時までとします。
2. 医療者会員の都合により、前項に定める利用期間内に解約する場合は、医療者会員による解約の意思表示が当社に到達した日を含む月の末日までとします。

第5条 (当社都合による本システムの終了)

1. 諸般の事情により当社が本システムの終了を決定した場合、速やかにその終了予定日 (以下「終了予定日」といいます。) を定め、本システムを終了する旨及び終了予定日を医療者会員に対して通知するものとします。
2. 前項の通知は、終了予定日の1ヶ月前までに行うものとします。

3. 医療者会員は、本医療向けシステムの終了後も必要となるデータ・原資料等の運用データは、自らの責任で本システム終了の事前通知から終了までの間に保存するものとします。データの範囲については必要な範囲を自ら指定し、提供している印刷機能、PDF・CSVダウンロード機能を利用するものとします。

第6条（利用の申込み）

1. 当社は、利用責任者より導入医療機関の責任者等の承認済みの利用申込書の受領後、当社が必要な審査や手続等を経た後に利用を承認します。当社と導入医療機関との間における本システムの利用契約の効力の発生（以下「効力発生」といいます。）は、当社が利用責任者となる医療者会員の利用を承認した上で、本システムの初期ID及びパスワードを利用責任者に対して発行し、自らログインした時とします。

第7条（利用の不承認）

1. 当社は、本システムの導入希望者からの利用申込を独自の基準で審査等をした結果、利用申込を承認しないことがあります。
2. 利用申込を承認しない場合、当社は理由を公開する義務を負わないものとします。

第8条（譲渡等の禁止）

- (1) 導入医療機関は、本契約に関する権利義務又は契約上の地位を第三者に譲渡等（名義変更、貸与、質権の設定その他の担保提供等を含みますが、これらに限らないものとします。）を行うことはできないものとします。
- (2) 当社が本システムの全部又は一部を第三者に譲渡する場合、当社は、医療者会員に通知することにより、契約上の当社の地位を当該第三者に譲渡することができ、導入医療機関は予めこれに同意するものとします。

第9条（変更の届出）

導入医療機関は、本システムの利用申込書の記載内容に変更が生じた場合、又は解約を希望するときは、利用責任者が変更申込書を速やかに当社に提出するものとします。

第10条（自己責任の原則）

1. 導入医療機関は、医療者会員による本システムの利用及び利用に伴う全ての行為（医療者会員による本システムの利用及びなりすましによる利用とみなされる第三者の利用行為を含み、以下同様とします。）とその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 導入医療機関は、本システムの利用により当社、患者会員及びその他第三者に対して損害を与えた場合（本規約上の義務を履行しないことにより当社、患者会員、医療者会員その他第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
3. 導入医療機関は、以下の事項を了承の上、本システムを利用するものとします。
 - (1) 第22条（免責事項）各号に掲げる場合を含め、本システムに当社に起因しない不具合が生じる場合があること。
 - (2) 当社に起因しない本システムの不具合については、当社は一切その責を免れること。
 - (3) 本システムストレージの保存容量は、当社独自の基準により定めること。

第 11 条（本システム利用のための設備設定・維持）

1. 導入医療機関は、自己の責任において、当社が定める条件にて本システムの提供を受けるための設備を設定し、本システム利用のための環境を維持するものとします。
2. 導入医療機関は、本システムを利用するにあたり、自己の責任をもって、電気通信事業者等が提供する電気通信サービスを利用して前項の設備をインターネットに接続するものとします。
3. 第 1 項に定める設備、又は前項に定めるインターネット接続及び本システム利用のための環境に不具合がある場合、当社は、導入医療機関に対して本システムの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、本システムに関して保守、運用及び技術上必要な場合に加え、提供サービスの改善等運営上必要であると判断した場合も医療者会員、患者会員が本システムにおいて提供、伝送する患者データ、ログ情報等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことがあり、集積したデータを利用することがあります。

第 12 条（遵守事項）

導入医療機関は、本システムを利用するにあたり以下の行為を行わず、また医療者会員に行わせてはならないものとします。

- (1) 法令、本規約及び公序良俗に反する行為又は違反する虞のある行為
- (2) 導入医療機関以外を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず、あると偽ったりする行為又はそのおそれがある行為（故意又は過失に基づいて誤認した場合も含むものとします。）
- (3) 当社又は第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為
- (4) 本システムが用いるネットワークシステムを利用して、他のネットワークシステムに不正にアクセスする行為及びそのおそれがある行為、又はこれらのシステムに損害を与える行為及び損害を与えるおそれのある行為
- (5) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピュータウイルス、コンピュータコード、ファイル、プログラムを含むコンテンツを登録する行為又はそのおそれがある行為
- (6) 本システム又は本システムに接続しているサーバ若しくはネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為又はそのおそれがある行為
- (7) 本システムに関するドキュメントやプログラムの改変、解析及び複製等、当社の著作権又は産業財産権を侵害する行為及び派生サービスの作成を行う行為
- (8) 他の医療者会員が本システムに登録した内容を改変する行為
- (9) 本システムを不正の目的をもって利用する行為

第 13 条（利用責任者の役割等）

1. 導入医療機関は、本システムを複数人の医療者会員で利用を希望する場合、本システムの利用に関する利用責任者が利用申込書を当社に提出するものとします。
2. 導入医療機関は、本システムに関する当社からの通知についてその内容を逐次確認する義務を負うものとします。当該確認を怠ったことにより発生する導入医療機関又はまたは患者会員その他第三者の損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。
3. 導入医療機関は、利用責任者の退職、異動等による変更が生じた場合、当社に対し速やかに通知するものとします。

第 14 条 (ID 及びパスワードの管理)

1. 導入医療機関は、医療者会員に対し、本システムに関する ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）する義務を負うものとします。ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により導入医療機関、医療者会員、患者会員、その他第三者が損害を被った場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。
2. 第三者が、医療者会員の ID 及びパスワードを用いて本システムを利用した場合、当該行為は導入医療機関の行為とみなされるものとします。導入医療機関に明らかな過失を認める場合に限り、かかる利用についての債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、導入医療機関は、当該損害を補填するものとします。

第 15 条(バックアップ)

導入医療機関は、本システムにおいて提供、伝送される患者データについて、自らの責任でデータ・原資料等をバックアップとして保存しておくものとし、当社は、かかるデータの保管、保存、バックアップ等に関して、導入医療機関に一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、万一の障害発生時における復旧に供することを目的に、必要な範囲でバックアップを作成しますが、導入医療機関は、当社に対し当該バックアップについて如何なる請求もできないものとします。

第 16 条 (緊急時の見読性確保)

当社は、緊急時に備え診療録等の見読性の確保を支援する機能として、印刷機能、PDF・CSV 形式でのファイルダウンロード機能を提供するものとします。

第 17 条 (秘密保持)

1. 導入医療機関は、本システムの履行、その他これに関連して知り得た当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他一切の情報のうち、秘密である旨明示された情報（以下、「秘密情報」といいます。）につき、第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、当社から予め書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - 1 秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
 - 2 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
 - 3 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - 4 本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - 5 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、導入医療機関は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、導入医療機関は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を当社に通知又は通知するものとし、開示前に通知又は通知を行うことができない場合は、開示後速やかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた導入医療機関は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた導入医療機関は、当社より提供を受けた秘密情報を本システムの遂行目的の範囲内でのみ使用し、必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下、本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、導入医療機関は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。な

お、本システムの遂行に必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、予め当社から書面による承諾を受けるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた導入医療機関は、当社の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき当社の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を当社に返還又は完全に消去するものとします。
6. 本条の規定は、本システムの利用期間終了後、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第18条（個人情報の取り扱い）

1. 当社が本システムの遂行上、提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、以下同様とします。）の利用目的は、以下のとおりです。
 - 1 医療者会員への連絡、問い合わせ及び依頼をするため
 - 2 医療者会員にとって有益と思われる商品・サービス等の情報提供のため
 - 3 本システムにおける登録済みの個人情報の属性を集計し、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工した統計資料を作成し、新規サービスの開発等に利用するため
2. 当社の個人情報の取り扱いについては、本規約に定めるほか「プライバシーポリシー」（<https://welby.jp/privacy/>、以下「本ポリシー」といいます。）に記載のとおりとします。前項の規定については、本規約の記述を本ポリシーに優先するものとし、その他の事項については本ポリシーの記述を優先するものとします。

第19条（本システムの内容及び知的財産権）

1. 当社が導入医療機関に提供する本システムの内容は、当社が定めるところによるものとし、その内容の正確性、有用性、完全性等について何らの保証をしないものとします。
2. 当社は、本システムの内容・名称を変更することがあります。
3. 当社は、パートナー企業からの求めに対し、両社協議の上で必要と判断した場合のみ、本医療者向けシステムの機器・ソフトウェア管理表、ネットワーク構成図、システム構成図で策定した資料、サービスの保守・運用に係るマニュアル等、事業継続に係る文書類を導入医療機関に対して、提供することがあります。また、サービスの保守・運用の体制に大幅な変更が生じた場合、本医療者向けシステムのマスターテーブルの変更に際して運用データの情報に変更が生じない機能、及び検証方法を備えることが困難な場合についても同様に提供することがあります。
4. 当社は、本システム及び付随する患者向けアプリを、他のシステム・サービスと連動させ導入医療機関に提供・販売することがあります。提供される商品・サービスの内容等詳細については、別途当社が定めるところによります。
5. 当社は、本システムの全部若しくはその一部を導入医療機関の事前承諾なしに第三者に委託することができます。但し、この場合、当社は、委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
6. 本システムの実施環境を構成するすべてのプログラム、ハードウェア、ソフトウェア、サービス、手続き、表示等に関する知的財産権その他一切の有体・無体の財産権は当社又は当社に対し使用許諾している原権利者に帰属するものとし、導入医療機関は当該知的財産について、複製、頒布、第三者への販売及び再使用許諾等を行うことはできないものとします。
7. 患者データの知的財産権は、導入医療機関及び患者会員に帰属するものとします。なお、導入医療機関は、患者データを当社に対し無償にて、データ保全のためその他システム遂行上必要な範囲で使用又は利用（複製、複写、公衆送信権（送信可能化を含みます。）、翻訳、翻案を含みますが、これらに限りません。）することを予め許諾するとともに、当社の使用又は利用が医療者会員及び患者会員を含む第三者の知的財産権、その他の権利侵害にならないよう予め必要な措置を講ずるものとします。

8. 導入医療機関は、個々の導入医療機関に紐づく患者データを利用した研究を行う場合、当社と事前に協議し、その対象となる患者会員から予め個別の同意を取得したうえで、当該研究に利用することができるものとします。
9. 患者データを利用した研究の成果として発生した知的財産権は、研究実施者である導入医療機関に帰属するものとします。なお、導入医療機関は、患者データを当社が無償で使用又は利用することを予め許諾するとともに、当社の使用又は利用が導入医療機関の知的財産権、その他の権利侵害にならないよう予め必要な措置を講ずるものとします。
10. 患者データは、患者会員の承諾に基づき導入医療機関及び当社間で共有されます。また、当社は、運営するサービスに関わる分析、並びに個人が識別・特定できないように加工した統計資料の作成、利用及び当該統計資料の第三者への提供として利用できるものとし、当該統計データ及び分析結果の知的財産権は当社に帰属するものとします。

第 20 条（本システムの提供の一時停止）

1. 当社は、本システム提供のために当社が保有・設定し又利用する各種設備（本システムに連携する患者向けアプリケーションその他のコンピュータソフトウェアのみならずハードウェア、当社と契約しているデータセンター内のサーバ・回線・ネットワーク機器等を含みます。以下「本システム用設備」といいます。）の保守、工事及び障害対応の場合、又は天災地変に該当する場合、あるいは電気通信事業者が提供する電気通信の中断・中止等その他やむを得ないときには、本システムの提供の全部若しくはその一部を停止することがあります。
2. 本システムの提供を停止するときは、当社は、利用責任者に対し、その旨と本システムの提供停止の期間の事前の通知及び、完了の報告をします。作業の実施に際し当社又はパートナー企業は、互換性確保、サービス提供に係る影響の範囲、他のシステムとのデータ連携等にあたり必要な措置を予め確認の上、十分な期間を設けた上で事前の情報提供及び、通知を行います。但し、次の各号の事態が生じたときは、事前の通知なしに本システムの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本システム用設備の保守点検を緊急に行う必要があると当社が判断した場合
 - (2) 火災、停電、天災地変、電気通信事業者が提供する電気通信の中断・中止等当社の責に帰することのできない事由により本システムの提供ができなくなった場合
 - (3) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本システムの提供ができなくなった場合。
 - (4) その他、運用上、技術上又は医療者会員の利便のため、一時的な本システムの提供停止が必要と当社が判断した場合
 - (5) 医療者会員が法令に違反する利用をした場合
 - (6) その他当社が定める正当な理由がある場合
3. 当社は、前 2 項のいずれか、又はその他の事由により本システムの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する導入医療機関、医療者会員、患者会員その他第三者が被った損害について、本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 21 条（本システムの提供の中止）

1. 当社は、導入医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに本システムの提供の全部若しくはその一部を利用停止することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 電話、FAX、電子メール、又は郵便等による連絡がとれない場合
 - (3) その他当社が定める正当な理由がある場合
2. 当社は、前項の規定により本システムの提供が中止された場合であっても、これに起因する導入医療機関、医療者会員、患者会員その他第三者が被った損害について、本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 22 条（解除）

1. 導入医療機関は、当社が本規約に基づく義務を履行しない場合、相当の期間を定め、かかる義務の履行、又は違反の是正を催告し、当該期間内にかかる義務の履行又は是正がなされないときには、本システムの利用契約の全部若しくはその一部を将来に向かって解除することができるものとします。
2. 当社は、導入医療機関に以下の各号の一に該当する事由が生じた場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに本システムの利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反し、相当の期間を定め、当該違反の是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされない場合
 - (2) 重大な背信行為があった場合
 - (3) 自ら振出し又は引き受けた手形、小切手につき、不渡り処分を受ける等の支払停止、支払不能の事由が生じた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分又は強制執行若しくは担保権の実行としての競売の申立て、又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立てを自らなし、又は第三者からこれらの申立てがなされた場合
 - (5) 解散又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議した場合
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 監督官庁の許認可を必要とされる事業で許認可を取得していなかったことが判明した場合
 - (8) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けた場合
 - (9) 資産状態が悪化し又はそのおそれがあると認めるに足りる相当の理由が生じた場合
 - (10) 災害、労働争議その他やむを得ない事由により本規約の履行が困難と認めるに足りる相当の事由が生じた場合
 - (11) 事業内容が公序良俗その他法令に違反する場合、マルチ商法、悪徳商法、ねずみ講など社会的に問題となり得る事業を行っている場合
 - (12) 本システムと同一又は類似の業務又はその補助を現に行っている場合、又は将来行う予定があることが判明した場合
 - (13) 反社会的活動を行っている場合その他反社会的勢力に該当する場合若しくはこれらと関連があることが判明した場合
 - (14) 医療者会員以外を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず、あると偽ったりする行為又はそのおそれがある行為をした場合
 - (15) 効力発生以降、導入医療機関の実質的支配関係に変動が生じた場合

第 23 条（免責事項）

当社は、本システムの実施に関して、以下の各号に掲げる事由から生じた一切の損害（通常損害、逸失利益、間接損害、特別の事情により生じた損害、又は第三者から医療者会員に対しなされた賠償請求に基づく損害を含みますが、これらに限りません。）については、導入医療機関、医療者会員、患者会員その他第三者に対し賠償責任を負わないものとします。

- (1) 地震又は洪水等の天災地変により、本システムのために当社が設置する本システム用設備が毀損機能不能、又は運用データが破損若しくは消失等した場合
- (2) 当社の責に帰することのできない火災又は停電等の災害により、本システム用設備が毀損若しくは機能不能、又は運用データが破損若しくは消失等した場合
- (3) ハッカー等の不正侵入者の行為に起因して、運用システム用設備が毀損若しくは機能不能、又は運用データが破損若しくは消失、漏洩等した場合
- (4) 医療者会員又は患者会員の誤操作、不適切な登録、設定等に起因して、本システム用設備が毀損若しくは機能不能、又は患者データが破損若しくは消失、漏洩等した場合

- (5) 前四号に掲げる以外の不可抗力、又は本システム用設備の自然消耗、その他当社の責に帰することができない事由により、本システム用設備が毀損若しくは機能不能、又は運用データが破損若しくは消失、漏洩等した場合
- (6) 前各号に掲げる事由による本システム用設備の毀損若しくは機能不能に起因して、運用データが破損若しくは消失等した場合
- (7) 当社が、利用責任者に対し事前に通知したうえで、適宜実施、又は医療者会員の要請に基づき実施する本システム用設備若しくは本システムの更新・メンテナンスのために、本システムが一時的に提供不能となる場合
- (8) 本システム及び患者向けアプリの利用に基づき、医療者会員同士若しくは医療者会員と患者会員その他第三者との間で紛争が生じた場合
- (9) 第20条で規定する本システムの提供停止の他、医療者会員又は患者会員の回線、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等が生じた場合

第24条（本規約違反等への対処）

1. 当社は、医療者会員が本規約に違反した場合若しくはそのおそれのある場合、医療者会員による本システムの利用に関し、患者会員その他第三者から当社に苦情や請求の申立て等がなされ、かつ当社が適当と認めた場合、又はその他の理由で不相当と当社が判断した場合は、導入医療機関に対し次のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。
 - (1) 導入医療機関に対し、本規約に違反する行為又はそのおそれのある行為の差し止め、及び同様の行為の反復継続の禁止要求
 - (2) 導入医療機関に対し、第三者との間で、苦情や請求等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続を含みます。）実施要求
 - (3) 導入医療機関に対し、導入医療機関又は医療者会員が発信又は表示する情報の削除要求
 - (4) 導入医療機関による本システムの利用の全部又は一部の中止
2. 導入医療機関は、前項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、導入医療機関は、当社が前項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。

第25条（利用期間終了後の措置）

1. 理由の如何に問わず、本システムの利用期間が終了した場合、導入医療機関は本システムストレージ及び本システム用設備に対するアクセスの権利を失い、当社はいかなる形態であれ本システムを導入医療機関に利用させる義務を負わないものとします。
2. 当社は、本システムの提供停止若しくは終了後直ちに、医療者会員に係るデータ（IDは除く。）を削除できます。ただし、加工、分析、解析、編集、統合等を行うことにより、医療者会員との対応関係が排斥された情報についてはこの限りではありません。

第26条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約の準拠法は、これを日本国法とします。
2. 本規約に関して生じた一切の争訟については、被告側の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第27条（協議事項）

本規約の各条項の解釈又は本規約に定めのない事項について疑義が生じたときは、当社及び導入医療機関は信義誠実の原則に従い協議し、速やかにその解決を図るものとします。